買受け及び借受けの要望を受け付ける物件

ここに掲載されている物件は、買受け及び借受けの要望を受け付けています。
国有地の売払い及び貸付けは、原則、一般競争入札により契約相手方、契約金額を決定することとなります。ただし、条件を満たす場合には、随意契約により売払い又は貸付けすることができる場合があります。
借受けの要望を受け付ける物件は、物件により貸付けのできる用途・期間が異なります。また、貸付期間が満了した場合には、直ちに原状回復のうえ返還していただく必要があります。さらに、ご要望をいただいた場合でも、公序良俗に反する使用や使用目的によってはお貸しできない場合があります。
買受けや借受けの要望に関する詳細については、各物件を管轄する財務局・各財務事務所・出張所の担当課（統括）へ直接お問い合わせください。
ホームページの更新の都合上、既に売払いや貸付けの手続を行っている場合がありますのでご了承願います。

問い合わせ先	0155-25-6381

令和8年10月23日現在

整理番号	所在地	登記地目	面積（平方メートル）	買受要望			借受要望							事務所等	担当	電話番号	備考（※7）
				買受要望	前回入札時の最低売却価格又は買受けの判断に当たって参考となる価格（円）（※1）	前回入札の公示日又は買受けの判断に当たって参考となる価格の掲載時点	貸付けの種類				借受可能期間	借受要望受付期間	借受参考貸付料等（※6）				
							一時貸付け（※2）	3年を超える貸付け（※3）	事業用定期借地権の設定による貸付け（※4）	一般定期借地権の設定による貸付け（※5）							
1	帯広市 西17条南6丁目5番16、6番54、同番55	宅地	7,454.78	×	－	－	×	×	○	○	個別照会	随時受付中	－	帯広	管財課	上記問い合わせ先の通り	
2	帯広市 南町南6線32番3、同番4、65番	宅地	8,078.62	×	－	－	×	×	○	○	個別照会	随時受付中	－	帯広	管財課	上記問い合わせ先の通り	
3	帯広市 南町南8線31番4	原野	2,437.02	×	－	－	×	×	○	○	個別照会	随時受付中	－	帯広	管財課	上記問い合わせ先の通り	
4	河東郡上士幌町 字上士幌東3線231番13	宅地	3,918.00	×	－	－	○	×	×	×	個別照会	随時受付中	－	帯広	管財課	上記問い合わせ先の通り	
5	中川郡池田町 字大通5丁目14番	宅地	337.19	×	－	－	○	○	○	×	個別照会	随時受付中	－	帯広	管財課	上記問い合わせ先の通り	
6	中川郡本別町 緑町100番1	宅地	1,295.07	○	－	－	×	×	×	×	－	－	－	帯広	管財課	上記問い合わせ先の通り	令和8年度第1回入札物件
7	十勝郡浦幌町 字帯富154番42	宅地	357.00	×	－	－	○	○	○	×	個別照会	随時受付中	－	帯広	管財課	上記問い合わせ先の通り	

（注）上記の記載事項は掲載時点のものであり、分合筆や物件調査等の結果、変更となる場合があります。なお、国又は地方公共団体等から利用要望があった場合には、売払い又は貸付けできないことがあります。

（※1）直近の入札の際に公告した最低売却価格（予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号）第4条の15の規定に基づいて公告する予定価格をいう。以下同じ。）又は括弧書きで相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律（令和３年法律第25号）に基づき国庫に帰属した土地の買受けの判断に当たって参考となる価格として、国有財産台帳価格を掲載しています。当該台帳価格については、「国有財産評価基準について」（平成13年3月30日付財理第1317号）に基づき、取引条件又は市場の状況に応じた修正を行う場合があります。
なお、一般競争入札や随意契約により売り払う場合には、実際の売払価格と表に掲載する価格とが大きく異なる場合があります。

（※2）「一時貸付け」は、貸付期間が3年以内の貸付けであり、例えば、コインパーキング（時間貸し・月極）、仮設事務所、各種イベント用地又は資材・車両置き場といった使用目的でご利用いただけます。

（※3）「3年を超える貸付け」は、貸付期間が3年超30年以内の貸付けであり、例えば、コインパーキング（時間貸し・月極）、仮設事務所、各種イベント用地又は資材・車両置き場といった使用目的でご利用いただけます。ただし、10年超の貸付けについては、建物所有を目的とした使用はできません。

（※4）「事業用定期借地権の設定による貸付け」は、貸付期間が10年以上30年以内の貸付けです。

（※5）「一般定期借地権の設定による貸付け」は、貸付期間が50年以上の貸付けです。

（※6）「借受参考貸付料等」は、一時貸付等の入札を実施している場合に公告した直近の最低貸付料（予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号）第4条の15の規定に基づいて公告する予定価格をいう。以下同じ。）、「貸付けの種類」、「貸付期間」及び「貸付数量」を掲載しています。なお、一般競争入札等により貸し付ける場合には、別途予定価格を算定することとなるため、実際に貸し付ける場合の最低貸付料と「借受参考貸付料」は大きく異なる場合があります。

（※7）「建物有」と表記のある物件は、原則、建物敷地以外の貸付けとなります。